

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由																
1	<p style="text-align: center;"><b>現 行 (令和7年3月)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 計画策定の目的</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、浜中町防災会議が作成する計画であり、浜中町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民をはじめ観光客や外国人等、浜中町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>修 正 (令和8年3月予定)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 計画策定の目的</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、浜中町防災会議が作成する計画であり、浜中町の地域において、予防、応急及び復旧・復興の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民をはじめ観光客や外国人等、浜中町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																
2	<p style="text-align: center;"><b>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</b></p> <p>5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、<u>避難所における避難者の過密抑制など感染症対策</u>の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</b></p> <p>5 災害対応に当たる職員等の<u>過剰勤務抑制、健康管理</u>、感染症対策の徹底や、<u>スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上</u>の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p>	避難所に関する取組指針・ガイドライン等を踏まえた修正																
3	<p style="text-align: center;"><b>第4節 用 語</b></p> <p>15 要 配 慮 者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 用 語</b></p> <p>15 要 配 慮 者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者(<u>妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、性的マイノリティ等</u>)</p>	北海道版避難所マニュアルとの整合を図る修正																
5	<p style="text-align: center;"><b>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	北海道財務局	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>北海道管区行政評価局（釧路行政監視行政相談センター）</u></td> <td><u>(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	(略)	<u>北海道管区行政評価局（釧路行政監視行政相談センター）</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。</u>	北海道財務局	(略)	北海道管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
北海道総合通信局	(略)																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
北海道財務局	(略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
北海道総合通信局	(略)																		
<u>北海道管区行政評価局（釧路行政監視行政相談センター）</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。</u>																		
北海道財務局	(略)																		
8	<p><b>8 指定公共機関</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東日本電信電話株式会社 釧路営業支店</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>東日本電信電話株式会社 釧路営業支店</u>	(略)	<p><b>8 指定公共機関</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT東日本株式会社 釧路営業支店</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>NTT東日本株式会社 釧路営業支店</u>	(略)	社名変更に伴う修正								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
<u>東日本電信電話株式会社 釧路営業支店</u>	(略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
<u>NTT東日本株式会社 釧路営業支店</u>	(略)																		
11	<p style="text-align: center;"><b>第7節 町民及び事業者の基本的責務</b></p> <p>(略)</p> <p>第1 町民の責務</p> <p>町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 町民及び事業者の基本的責務</b></p> <p>(略)</p> <p>第1 町民の責務</p> <p>町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や<u>防災教育等により</u>、災害教訓の伝承に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
	<p><b>2 災害時の対策</b> <u>(新設)</u></p> <p>(1) 地域における被災状況の把握 (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援 (3) 初期消火活動等の応急対策 (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築 (5) 町・防災関係機関の活動への協力 (6) 自主防災組織の活動 (7) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</p>	<p><b>2 災害時の対策</b></p> <p><u>(1) 避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難</u> (2) 地域における被災状況の把握 (3) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援 (4) 初期消火活動等の応急対策 (5) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築 (6) 町・防災関係機関の活動への協力 (7) 自主防災組織の活動 (8) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</p>	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
53	<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、町は、災害が発生するおそれがある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、<u>警戒避難体制の整備等を行うとともに</u>町、道及び防災関係機関は、<u>災害区域</u>における<u>災害予防策を講じる。</u></p>	<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、町は、災害が発生するおそれがある区域（以下「災害危険区域」という。）<u>及び災害時孤立地区</u>を把握し町、道、及び防災関係機関は、<u>これらの地域</u>における<u>備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正 能登半島地震を踏まえた修正
58	<p><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 訓練の種類</b> 訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施に努める。</p> <p>1 水防訓練 2 土砂災害に係る避難訓練 3 消防訓練 4 救難救助訓練 5 情報通信訓練 6 非常招集訓練 7 総合訓練 8 防災図上訓練 9 応援・受援訓練 <u>(新設)</u> 10 その他災害に関する訓練</p>	<p><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 訓練の種類</b> 訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施に努める。</p> <p>1 水防訓練 2 土砂災害に係る避難訓練 3 消防訓練 4 救難救助訓練 5 情報通信訓練 6 非常招集訓練 7 総合訓練 8 防災図上訓練 9 応援・受援訓練 10 <u>防災関連システムの操作習熟訓練</u> 11 その他災害に関する訓練</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
60	<p><b>第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</b></p> <p>町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。</p> <p>その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p><b>第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</b></p> <p>町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>新物資システム（B-PLo）</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。</p> <p>その際、要配慮者、<u>女性、子ども</u>向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正

浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
60	<p><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p>1 町は、<u>災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他</u>の物資について、次の事項にも留意しながら概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p>	<p><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p>1 町は、<u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、次の事項にも留意しながら備蓄するものとし、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。</u>  <u>また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
60	<p>(1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</p> <p>(2) アレルギー対応食や流動食、<u>適温食の提供に必要な資機材</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</p> <p>(3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立<u>予想地域</u>の備蓄の充実を図ること。</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立<u>予想地域</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</p> <p>[備蓄品の例]  食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク  飲料水…ペットボトル水  生活必需品…毛布、防寒具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）  衛生用品…マスク、消毒液  燃料…ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス  その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</p>	<p>(1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</p> <p>(2) アレルギー対応食や流動食の<u>ほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズ</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</p> <p>(3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>災害時孤立地区</u>の備蓄の充実を図ること。</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>災害時孤立地区</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</p> <p>[備蓄品の例]  食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク、<u>塩分タブレット</u>  飲料水…ペットボトル水  生活必需品…毛布、防寒具、哺乳びん、<u>トイレトーパー</u>、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、<u>冷却タオル</u>  衛生用品…マスク、消毒液  燃料…ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス  その他…<u>携帯トイレ等</u>、発電機、投光器、水袋、<u>スポットクーラー</u>、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド等の<u>簡易ベッド</u>、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</p>	<p>カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>
60	<p>2 道は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、町が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。</p>	<p>2 道は、<u>避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資の備蓄に努めるとともに、</u>あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、市町村が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
61	<p>3 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p>	<p>3 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。  <u>また、備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
61	<p><b>第2 防災資機材の整備</b></p> <p>町及び関係機関は、自主防災組織や自治会と連携して、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備の<u>ほか積雪・寒冷期</u>において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、<u>道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補充する。</u></p>	<p><b>第2 防災資機材の整備</b></p> <p>町及び関係機関は、自主防災組織や自治会と連携して、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。<u>町は、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期</u>において発生した場合の対策として、<u>冷暖房器具・燃料等の整備に努める。また、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補充する。</u></p>	<p>カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
63	<p style="text-align: center;">第5節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 <u>(新設)</u></p> <p>(1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) <u>町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。</u></p> <p>(2) 町は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。</p> <p>(3) <u>町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
64	<p style="text-align: center;">第6節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</p>	<p>多様な主体との連携を明記</p>
66	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 非常時及び災害時の活動</p> <p>(5) 指定避難所の運営 (略)</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 非常時及び災害時の活動</p> <p>(5) 指定避難所の運営 (略)</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（D○はぐ）</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>D○はぐ改訂に伴う文言整理</p>
67	<p style="text-align: center;">第7節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難誘導体制の構築</p> <p>7 町は、<u>観光施設を通じ</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるような体制を構築する。 <u>(新設)</u></p> <p>9 町は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難誘導体制の構築</p> <p>7 町は、<u>北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるような体制を構築する。</p> <p>9 <u>町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>10 町は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする</p>	<p>カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正</p> <p>青森県東方沖の地震を踏まえた修正</p>
69	<p>第3 指定避難所の確保等</p> <p>8 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p>	<p>第3 指定避難所の確保等</p> <p>8 町は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに</u>、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
70	(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>10 町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。</u>	北海道版避難所マニュアルとの整合を図る修正
70	第4 町における避難計画の策定等 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。 そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。	第4 町における避難計画の策定等 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、 <u>住民への伝達方法</u> について、日頃から住民等への周知に努め、 <u>これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。</u> そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
70	2 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布及びインターネットによる周知等、その他の必要な措置を講ずるよう努める。	2 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等の必要となる事項を、 <u>あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して</u> 記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
72	<u>(新設)</u>	<u>4 指定緊急避難場所における対応</u> <u>町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。</u> <u>また、町は、すぐには指定避難所等へ移動することができない場合も想定し、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。</u>	指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定に伴う修正 カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
72	4 避難所運営 (略) 5 被災者の把握 (略) <u>(新設)</u>	5 避難所運営 (略) 6 被災者の把握 (略) 第5 災害時孤立地区対策 <u>町及び道は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。</u>	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
72	第5 良好な避難生活環境の確保等 (略)	第6 良好な避難生活環境の確保等 (略)	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
73	第6 公共用地等の有効活用への配慮 (略)	第7 公共用地等の有効活用への配慮 (略)	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
73	第7 避難所運営マニュアルの作成 (略)	第8 避難所運営マニュアルの作成 (略)	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正

浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
78	<p>第8節 避難行動要支援者等対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害時の援助活動</p> <p>(略)</p> <p>8 外国人に対する対策</p> <p>言語・生活習慣・防災意識の異なる町内に居住する外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるように、様々な機会を捉え、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練避難訓練への参加や防災教育の指導等を行う。</p> <p>(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語によるパンフレット、広報誌等の配布</p> <p>(2) 指定緊急避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化及びピクトグラム化</p> <p>(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</p>	<p>第8節 避難行動要支援者等対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害時の援助活動</p> <p>(略)</p> <p>8 外国人に対する対策</p> <p>言語・生活習慣・防災意識の異なる町内に居住する外国人を要配慮者が災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、様々な機会を捉え、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練避難訓練への参加や防災教育の指導等を行う。</p> <p>(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化</p> <p>(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>文言整理</p>
79 ～ 80	<p>第9節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>第2 町、道及び防災関係機関</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、(後略)</p> <p>2 災害時において停電の発生も想定し、(後略)</p> <p>3 非常通信体制の整備、(後略)</p> <p>4 情報通信手段の施設については、(後略)</p> <p>5 無線通信システムの運用においては、(後略)</p> <p>6 町は、災害時でも (後略)</p> <p>7 防災関係機関は、(後略)</p>	<p>第9節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>第2 町、道及び防災関係機関</p> <p>1 町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。</p> <p>2 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、(後略)</p> <p>3 災害時において停電の発生も想定し、(後略)</p> <p>4 非常通信体制の整備、(後略)</p> <p>5 情報通信手段の施設については、(後略)</p> <p>6 無線通信システムの運用においては、(後略)</p> <p>7 町は、災害時でも (後略)</p> <p>8 防災関係機関は、(後略)</p>	<p>カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>
109	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
109	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害情報収集・伝達計画</b></p> <p><b>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</b>                      災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。                      防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有する。                      その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。                      また、通信が途絶している地域での応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害情報収集・伝達計画</b></p> <p><b>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</b>                      災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。  <u>町及び道は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</u>                      災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。                      防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有する。                      その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。                      また、通信が途絶している地域での応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
113	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害通信計画</b></p> <p><b>第1 通信手段の確保等</b>                      また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、<b>東日本電信電話株式会社</b>等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害通信計画</b></p> <p><b>第1 通信手段の確保等</b>                      また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、<b>NTT東日本株式会社</b>等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</p>	社名変更に伴う修正
116	<p style="text-align: center;"><b>第3節 災害広報・情報提供計画</b></p> <p><b>第2 災害広報及び情報等の提供方法</b>                      また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を提供するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 災害広報・情報提供計画</b></p> <p><b>第2 災害広報及び情報等の提供方法</b>                      また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を提供するよう努める。  <u>なお、町は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努める。</u></p>	カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
129	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第8 被災者の生活環境の整備</b></p> <p>町は、速やかな避難所等の供与、避難所等における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努める。                      また、避難所等に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所等に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第8 被災者の生活環境の整備</b>  <u>町は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努める。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材。情報提供の方法等に配慮する。</u>                      町は、速やかな避難所等の供与、避難所等における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努める。                      また、避難所等に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所等に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。</p>	北海道版避難所マニュアルの改正を踏まえた修正

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
129	<p>第9 避難所等の開設 (略) 8 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第9 避難所等の開設 (略) 8 (略) <u>9 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、市町村は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。</u></p>	<p>指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定に伴う修正</p>
132	<p>第11 避難所等の運営管理等 <u>(新設)</u></p>	<p>第11 避難所等の運営管理等 <u>6 町は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、避難所等の生活環境の整備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
132	<p>6 (略) 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、<u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室</u>の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>7 (略) 8 町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、<u>女性専用の更衣室、物干し場、授乳室</u>の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
132	<p>8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全等に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>9 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全等に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う文言整理</p>
132	<p>9 (略)</p>	<p>10 (略)</p>	
133	<p>10 (略) 11 (略) 12 (略) 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 (略)</p>	<p>11 (略) 12 (略) 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 (略) 18 (略)</p>	
134	<p>第12 広域避難 5 関係機関の連携 <u>(新設)</u></p>	<p>第12 広域避難 5 関係機関の連携 <u>(2) 町は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>(3) (略)</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
136	<p>(2) (略) 第14 広域一時滞在 1 関係機関の連携 <u>(新設)</u></p>	<p>第14 広域一時滞在 4 関係機関の連携 <u>(2) 町は、広域一時滞在中の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>(3) (略)</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	<p>(2) (略)</p>		

浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
150	第10節 医療救護計画	第10節 医療救護・福祉計画	防災基本計画の修正に伴う修正
157	第13節 交通応急対策計画 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する <u>など</u> 事前の備えを推進する。 なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。	第13節 交通応急対策計画 第1 交通応急対策の実施 <u>自然災害</u> 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、 <u>道路法等に基づき</u> 、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する <u>とともに、定期的な見直しを行い</u> 、事前の備えを推進する。 <u>また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。</u> なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画及び道自転車利活用推進計画との整合を図る修正
163	第14節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「 <u>災害時輸送</u> 」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。 なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める <u>ものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u>	第14節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「 <u>緊急輸送</u> 」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。 なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、 <u>車両の手配</u> 及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める <u>とともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> <u>また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。</u>	表記の統一 防災基本計画の修正に伴う修正
163	第2 輸送の方法 1 道路輸送 <u>災害時輸送</u> は、一時的には町有車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町有車両では不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。	第2 輸送の方法 1 道路輸送 <u>緊急輸送</u> は、一時的には町有車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町有車両では不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。	文言整理
164	第5 輸送費用の支払 <u>災害時輸送</u> に要する経費の負担関係については、原則として次による。 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う <u>災害時の輸送</u> 国の機関が行う <u>災害時の輸送</u> に要する費用については、当該国の機関が負担する。 2 要請により運送事業者が行う <u>災害時輸送</u> 輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う <u>災害時輸送</u> に要する経費については、当該 <u>災害時の輸送</u> を要請した町長が支払うものとする。 なお、運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。	第5 輸送費用の支払 <u>緊急輸送</u> に要する経費の負担関係については、原則として次による。 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う <u>緊急輸送</u> 国の機関が行う <u>緊急輸送</u> に要する費用については、当該国の機関が負担する。 2 要請により運送事業者が行う <u>緊急輸送</u> 輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う <u>緊急輸送</u> に要する経費については、当該 <u>緊急輸送</u> を要請した町長が支払うものとする。 なお、運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。	文言整理

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
168	<p style="text-align: center;"><b>第16節 給水計画</b></p> <p>第1 実施責任</p> <p>2 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</p> <p><u>なお</u>、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 給水計画</b></p> <p>第1 実施責任</p> <p>2 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は河川、ため池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。<u>このため</u>、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</p> <p><u>また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を整備・活用するなど、代替水源による生活用水の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う文言整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
178	<p style="text-align: center;"><b>第22節 上下水道施設対策計画</b></p> <p>災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第22節 上下水道施設対策計画</b></p> <p>災害時の上下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>第3 上下水道一体での対応</b></p> <p><u>水道事業管理者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、応急復旧にあたっては、上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う文言整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
195	<p style="text-align: center;"><b>第29節 家庭動物等対策計画</b></p> <p>第3 同行避難</p> <p><u>家庭動物との同行避難について、予め町お避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p>また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第29節 家庭動物等対策計画</b></p> <p>第3 同行避難</p> <p><u>避難所への家庭動物との同行避難に関して、町は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p>また、<u>平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</u></p>	<p>記載の適正化</p>
198	<p style="text-align: center;"><b>第31節 廃棄物等処理計画</b></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第31節 廃棄物等処理計画</b></p> <p><b>第3 計画の実効性の向上</b></p> <p><u>町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
200	<p style="text-align: center;"><b>第32節 防災ボランティアとの連携計画</b></p> <p>第4 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>災害時においては、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、浜中町社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進める。<u>また、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第32節 災害ボランティアとの連携計画</b></p> <p>第4 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>災害時においては、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、浜中町社会福祉協議会との連携のほか、<u>国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由																																																																																																
205	<p style="text-align: center;"><b>第35節 災害救助法の適用と実施</b></p> <p><b>第4 救助の実施と種類</b></p> <p><b>1 救助の実施と種類</b></p> <p>道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">救助の種類</th> <th style="width: 30%;">実施期間</th> <th style="width: 40%;">実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工、建設工事後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能</td> <td>対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の供与</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分娩の日から7日以内</td> <td>医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>災害にあった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内</td> <td>町 町</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>町・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	町	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工、建設工事後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町	飲料水の供給	7日以内	町	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町	医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)	助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)	災害にあった者の救出	3日以内	町	<u>(新設)</u>			住宅の応急修理	3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町	学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町	埋葬	10日以内	町	遺体の捜索	10日以内	町	遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部	障害物の除去	10日以内	町	<p style="text-align: center;"><b>第35節 災害救助法の適用と実施</b></p> <p><b>第4 救助の実施と種類</b></p> <p><b>1 救助の実施と種類</b></p> <p>道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">救助の種類</th> <th style="width: 30%;">実施期間</th> <th style="width: 40%;">実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工、建設工事後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能</td> <td>対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の供与</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分娩の日から7日以内</td> <td>医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>災害にあった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td><u>福祉サービスの提供</u></td> <td><u>7日以内</u></td> <td><u>道(但し、委任したときは町)</u></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内</td> <td>町 町</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>町・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	町	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工、建設工事後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町	飲料水の供給	7日以内	町	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町	医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)	助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)	災害にあった者の救出	3日以内	町	<u>福祉サービスの提供</u>	<u>7日以内</u>	<u>道(但し、委任したときは町)</u>	住宅の応急修理	3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町	学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町	埋葬	10日以内	町	遺体の捜索	10日以内	町	遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部	障害物の除去	10日以内	町	災害救助法の改正に伴う修正
救助の種類	実施期間	実施者区分																																																																																																	
避難所の設置	7日以内	町																																																																																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工、建設工事後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)																																																																																																	
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町																																																																																																	
飲料水の供給	7日以内	町																																																																																																	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町																																																																																																	
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)																																																																																																	
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)																																																																																																	
災害にあった者の救出	3日以内	町																																																																																																	
<u>(新設)</u>																																																																																																			
住宅の応急修理	3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町																																																																																																	
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町																																																																																																	
埋葬	10日以内	町																																																																																																	
遺体の捜索	10日以内	町																																																																																																	
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部																																																																																																	
障害物の除去	10日以内	町																																																																																																	
救助の種類	実施期間	実施者区分																																																																																																	
避難所の設置	7日以内	町																																																																																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工、建設工事後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)																																																																																																	
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町																																																																																																	
飲料水の供給	7日以内	町																																																																																																	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町																																																																																																	
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)																																																																																																	
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)																																																																																																	
災害にあった者の救出	3日以内	町																																																																																																	
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>7日以内</u>	<u>道(但し、委任したときは町)</u>																																																																																																	
住宅の応急修理	3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町																																																																																																	
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町																																																																																																	
埋葬	10日以内	町																																																																																																	
遺体の捜索	10日以内	町																																																																																																	
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部																																																																																																	
障害物の除去	10日以内	町																																																																																																	
243	<p style="text-align: center;"><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 林野火災対策計画</b></p> <p><b>第2 予防対策</b></p> <p><b>1 実施事項</b></p> <p>(1) 町、道（釧路総合振興局森林室）、北海道森林管理局</p> <p>ア 一般入林者対策</p> <p>(イ) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。</p> <p>(ロ) 入林の承認申請や届出等について指導する。</p> <p>(ハ) <u>火災警報発令又は気象条件が急変した際は</u>、必要に応じて入林の制限を実施する。</p> <p>(ニ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。</p> <p>イ 火入対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) <u>火災警報発令又は気象状況急変の際は</u>、一切の火入れを中止させる。</p> <p>(ロ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。</p> <p>(ハ) 火入れ(造林のための地ごしらえ、害虫駆除等)に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 林野火災対策計画</b></p> <p><b>第2 予防対策</b></p> <p><b>1 実施事項</b></p> <p>(1) 町、道（釧路総合振興局森林室）、北海道森林管理局</p> <p>ア 一般入林者対策</p> <p>(イ) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。</p> <p>(ロ) 入林の承認申請や届出等について指導する。</p> <p>(ハ) <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には</u>、必要に応じて入林の制限を実施する。</p> <p>(ニ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。</p> <p>イ 火入対策</p> <p>(イ) <u>町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には</u>、一切の火入れを中止させる。</p> <p>(ハ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。</p> <p>(ニ) 火入れ(造林のための地ごしらえ、害虫駆除等)に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。</p>	林野火災警報・注意報制度の新設による修正  防災基本計画の修正に伴う修正																																																																																																

浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
245	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>3 気象情報対策</b></p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>ア 町</p> <p>町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、釧路東部消防組合浜中消防署、根釧森林管理署、釧路総合振興局へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。</p> <p>また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づき<u>火災警報を発令することとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>エ 防火林帯の整備</u></p> <p><u>林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。</u></p> <p><b>3 気象情報対策</b></p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>ア 町</p> <p>町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、釧路東部消防組合浜中消防署、根釧森林管理署、釧路総合振興局へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。</p> <p>また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づき<u>火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発令することができる。火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>林野火災警報・注意報制度の新設による修正</p>
246	<p><b>第3 応急対策</b></p> <p><b>1 情報通信</b></p> <p>(2) 実施事項</p> <p>ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>エ</u> 町及び釧路総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。</p>	<p><b>第3 応急対策</b></p> <p><b>1 情報通信</b></p> <p>(2) 実施事項</p> <p>ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。</p> <p><u>エ 関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。</u></p> <p><u>オ 関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p><u>カ</u> 町及び釧路総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた修正</p>

浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
247 ～ 248	<p><b>4 消防活動</b>                      釧路東部消防組合浜中消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。                      (1) 林野火災防御圏の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。</p> <p>(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「<u>ヘリコプター</u>等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。</p>	<p><b>4 消防活動</b>                      釧路東部消防組合浜中消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。                      (1) 林野火災防御圏の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。  <u>地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u>  <u>また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。</u>  <u>なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u>                      (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「<u>航空機及び無人航空機</u>活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。  <u>空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。</u>  <u>また、防災航空室による空中消火に必要な活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。</u>  <u>なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
248	<p><b>5 避難措置</b>                      町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。</p>	<p><b>5 避難措置</b>                      町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。  <u>また町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
253	<p><b>第8章 災害復旧・被災者援護計画</b>                      (略)                      このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、<u>迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すのか</u>について早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、<u>計画的に災害復旧事業を実施する。</u></p>	<p><b>第8章 災害復旧・被災者援護計画</b>                      (略)                      このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、<u>被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
255	<p><b>第2節 被災者援護計画</b>                      第1 災証明書交付                      1 町                      (略)  <u>(新設)</u></p>	<p><b>第2節 被災者援護計画</b>                      第1 災証明書の交付                      1 町                      (略)  <u>(2) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u>                      (3) (略)                      (4) (略)                      (5) (略)                      (6) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
255	<p>(2) (略)                      (3) (略)                      (4) (略)                      (5) (略)</p>		

## 浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年3月)	修 正 (令和8年3月予定)	修正理由
256	<p>第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1)</p> <p>(略)</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1)</p> <p>(略)</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正</p>
257	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第3 特別行政相談活動による被災者への情報提供</u></p> <p><u>町は、北海道管区行政評価局（釧路行政監視行政相談センター）が行う被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に協力する。</u></p>	
257	<p>第3 融資・貸付等による金融支援</p> <p>(略)</p>	<p>第4 融資・貸付等による金融支援</p> <p>(略)</p>	

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年1月)	修 正 (令和8年2月予定)	修正理由																
4	<p>第1章 総 則 第4節 計画の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	北海道財務局	(略)	<p>第1章 総 則 第4節 計画の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>北海道管区行政評価局</u> <u>(釧路行政監視行政相</u> <u>談センター)</u></td> <td><u>(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特</u> <u>別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった</u> <u>特別行政相談活動に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	(略)	<u>北海道管区行政評価局</u> <u>(釧路行政監視行政相</u> <u>談センター)</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特</u> <u>別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった</u> <u>特別行政相談活動に関すること。</u>	北海道財務局	(略)	北海道管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
北海道総合通信局	(略)																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
北海道財務局	(略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
北海道総合通信局	(略)																		
<u>北海道管区行政評価局</u> <u>(釧路行政監視行政相</u> <u>談センター)</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特</u> <u>別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった</u> <u>特別行政相談活動に関すること。</u>																		
北海道財務局	(略)																		
7	<p>(略)</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東日本電信電話株式会社</u> 釧路営業支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(略)	<u>東日本電信電話株式会社</u> 釧路営業支店	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>NTT東日本株式会社</u> 釧路営業支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(略)	<u>NTT東日本株式会社</u> 釧路営業支店	(略)	(略)	(略)	社名変更に伴う修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(略)																		
<u>東日本電信電話株式会社</u> 釧路営業支店	(略)																		
(略)	(略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(略)																		
<u>NTT東日本株式会社</u> 釧路営業支店	(略)																		
(略)	(略)																		
10	<p>第3 町民及び事業者の基本的責務等</p> <p>(略)</p> <p>1 町民の責務</p> <p>町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、<u>平常時</u>から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への<u>参加や災害教訓の伝承</u>に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 町民及び事業者の基本的責務等</p> <p>(略)</p> <p>1 町民の責務</p> <p>町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、<u>平時</u>から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や、<u>防災教育等により</u>、災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																
18	<p>第7節 浜中町における地震の想定</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>1 海溝型地震</p> <p>(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)</p> <p>プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震から巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。<u>なお、千島海溝におけるM(マグニチュード：以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。</u></p> <p>ア 三陸沖北部(T1)</p> <p>三陸沖北部では、<u>1856年M7.5、1968年M7.9(1968年十勝沖地震)、1994年M7.6(三陸はるか沖地震)</u>が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。</p>	<p>第7節 浜中町における地震の想定</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>1 海溝型地震</p> <p>(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)</p> <p>プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震から巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。</p> <p>ア 三陸沖北部(T1)</p> <p>三陸沖北部では、<u>1856年にM7.5、「1968年十勝沖地震」(M7.9)、「平成6年(1994年)三陸はるか沖地震」(M7.6)</u>が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。<u>「平成31年2月26日付け地震研究推進本部地震調査委員会長期評価により、「領</u></p>	表記の適正化																

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年1月)	修 正 (令和8年2月予定)	修正理由
	<p>イ 十勝沖(T2)</p> <p>十勝沖では、<u>1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震</u>が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは<u>ほとんど</u>同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は、M8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は<u>9%程度</u>とされている。</p> <p>(略)</p>	<p><u>域または地震名</u>が「<u>青森県東方沖及び岩手県沖北部</u>」として変更された)</p> <p>イ 十勝沖(T2)</p> <p>十勝沖では、<u>1952年にM8.2、「平成15年(2003年)十勝沖地震」(M8.0)</u>が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは<u>殆ど</u>同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は<u>20%程度</u>とされている。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の適正化</p> <p>長期評価の時点更新(算定基準日)及び表記を統一</p>
19	<p>3 その他</p> <p>上記のほか、青森県<u>三陸</u>沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。</p> <p>(略)</p> <p>○資料編 [各種資料] 資料45 <u>主要な活断層及び海溝型地震の長期評価</u></p>	<p>3 その他</p> <p>上記のほか、青森県<u>西方</u>沖、<u>カムチャツカ半島</u>沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。</p> <p>(略)</p> <p>○資料編 [各種資料] 資料45 <u>主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価の概要</u></p>	<p>カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>
30	<p>第2 浜中町における想定地震津波</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p><u>2011年3月11日に発生した</u>東日本大地震を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見に基づいた、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行う。</p> <p>2 北海道太平洋沿岸の地震</p> <p>北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定<u>として設定した。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2 浜中町における想定地震津波</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p><u>「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」</u>を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行う。</p> <p>2 北海道太平洋沿岸の地震<u>津波</u></p> <p>北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年(<u>2020年</u>)4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年(<u>2021年</u>)7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定を<u>設定・公表した。</u></p> <p>(略)</p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p>
61	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第18節 医療救護計画</p> <p>地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第18節 医療救護・福祉計画</p> <p>地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本編第5章第10節「医療救護・福祉計画」を準用する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
195	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 通信</p> <p>(1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。</p> <p>(2) 指定公共機関<u>東日本電信電話</u>株式会社北海道事業部、同株式会社N T T ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 通信</p> <p>(1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。</p> <p>(2) 指定公共機関<u>N T T 東日本</u>株式会社北海道事業部、同株式会社N T T ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>